

有料職業紹介事業の業務の運営に関する規定

第1条 目的

本規定は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、職業紹介事業取扱要領、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、当社が実施する有料職業紹介事業の業務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2条 事業の範囲

当社が行う有料職業紹介事業は、次に掲げる範囲とする。

- （1） 一般職業紹介事業（港湾運送業務及び建設業務を除く）
- （2） 紹介地域は、日本国内に限定する
- （3） 取扱職種は、全職種（法令により禁止される職種を除く）とする

第3条 求職者からの申込み受付

求職申込みについては、次により取り扱う。

- （1） 求職の申込みは、求職者本人が直接来所し、所定の求職票により受け付ける。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みも受け付ける。
- （2） 求職申込みの際は、氏名、住所、職歴、希望職種、希望労働条件等必要事項を記載した求職票及び登録票を作成する。
- （3） 求職者から手数料は一切徴収しない。
- （4） 求職申込みの内容が法令に違反する場合は、受理しない。

第4条 求人者からの申込み受付

求人申込みについては、次により取り扱う。

- （1） 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所し、所定の求人票により受け付ける。ただし、郵便、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みも受け付ける。
- （2） 求人申込みの際は、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を書面の交付、ファクシミリ又は電子メール等により明示させる。
- （3） 求人申込みの内容が法令に違反する場合、賃金・労働時間等の労働条件が著しく不適當である場合、暴力団員等による求人である場合は、受理しない。

第5条 紹介手数料

紹介手数料については、次により取り扱う。

- （1） 手数料は、求人者からのみ徴収し、求職者からは一切徴収しない。
- （2） 手数料は成功報酬型とし、紹介により就職が成立した場合に限り徴収する。
- （3） 手数料の額は、年収（基本給、諸手当、賞与等を含む年間支給予定額）の 40% 以内とし、消費税は別途徴収する。
- （4） 手数料は、求職者の就職日の翌月末日までに求人者から支払いを受ける。
- （5） 手数料表を事業所内の見やすい場所に掲示する。

第6条 返戻金制度

期間の定めのない労働契約により就職した求職者が、就職日から90日以内に離職した場合（求職者の責に帰すべき事由による場合を除く）は、90日間で按分した額を、前項で定めた期間が経過した日の翌月末日までに返戻する。

第7条 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、次により適正に行う。

- （1） 個人情報の利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用する。
- （2） 本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。ただし、職業紹介に必要な範囲で求人者に提供する場合を除く。
- （3） 個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じる。
- （4） 個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行う。
- （5） 保有個人データに関する本人からの開示、訂正等の求めに適切に対応する。

第8条 紹介業務の実施

職業紹介業務の実施については、次により行う。

- （1） 求職者の希望と能力に適合する職業に就けるよう適切な紹介を行う。
- （2） 紹介に際しては、求職者に対し、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を書面により明示する。
- （3） 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状を発行する。
- （4） 同盟罷業又は作業閉鎖が行われている間は、当該求人者への紹介は行わない。

第9条 差別的取扱いの禁止

求職者又は求人者に対し、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由とする差別的取扱いは一切行わない。

第10条 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合は、職業紹介契約を解除することができる。

- （1） 求職者又は求人者が虚偽の申告をした場合
- （2） 求職者又は求人者が法令に違反する行為を行った場合
- （3） 求職者又は求人者が本規定に違反した場合
- （4） その他職業紹介の継続が困難と認められる場合

第11条 苦情処理・相談窓口

求職者及び求人者からの苦情処理及び相談については、次により対応する。

- （1） 苦情・相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。
- （2） 苦情・相談窓口の連絡先を事業所内に掲示する。
- （3） 苦情処理の結果について、申出者に報告する。
- （4） 職業安定機関その他の関係機関と連携を図り、適切に対応する。

第 12 条 禁止事項

次に掲げる行為は行わない。

- (1) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって求職者の意思に反して就職を強要すること
- (2) 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行うこと
- (3) 求人票に虚偽の記載をし、又は虚偽の広告をすること
- (4) 他人の名義を用いて職業紹介事業を行うこと
- (5) 職業紹介に関して求職者から金品を受けること
- (6) 労働争議に介入すること

第 13 条 情報提供の適正化

広告等により求人等に関する情報を提供する場合は、次により適正に行う。

- (1) 虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行わない
- (2) 情報の正確性及び最新性を保つため、定期的に内容を確認する
- (3) 情報の提供中止や内容訂正の依頼があった場合は、遅滞なく対応する

第 14 条 報告義務

求人者及び求職者は、職業紹介の結果について当社に報告するものとする。特に、期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6 か月以内に離職した場合（解雇された場合を除く）は、求人者から速やかに報告を受ける。

第 15 条 関係法令の遵守

当社の業務は、職業安定法、職業紹介事業取扱要領、個人情報保護法その他関係法令及び通達に基づいて運営する。

第 16 条 規定の改廃

本規定の改廃は、関係法令の改正その他必要に応じて行い、改正した場合は遅滞なく労働局に届け出る。

附則

本規定は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 1 日

事業所名： 株式会社 unlock.ly

代表者名： 武田 颯太

※本規定は、職業安定法第 32 条の 13 及び職業安定法施行規則第 24 条の 5 第 4 項の規定に基づき作成し、事業所内に掲示するとともに、関係者に周知徹底を図るものとする。